

番号	質 問	回 答
1	土地区画整理事業とは、何ですか？	豊田市ＨＰ「届出・証明・手続きのＱ＆Ａ」→「区画整理」に掲載してある土地区画整理事業をご覧ください。 https://www.city.toyota.aichi.jp/faq/kurashi/todokede/1068140/index.html
2	なぜ、浄水駅周辺で区画整理事業を行う必要があるのでしょうか？	豊田浄水特定土地区画整理組合事務所（TEL：0565-46-3600）にお問合せください。
3	10月10日（金）に、換地処分の公告がなされると住所はどのようにになりますか？	10月11日（土）～13日（月）に「今までの住所」は「新しい住所」へ変更となります。 ※新しい住所：浄水町1丁目～5丁目へ変更
4	10月10日（金）に、換地処分の公告がなされた後は、何をすればよいですか？ ※運転免許証、銀行等の登録住所、市役所から発行される各種書類（マイナンバーカード、国民健康保険資格確認書など）は変更する必要がありますか？	10月11日（土）～13日（月）に「新しい住所」に変更されますので、10月14日（火）以降に、必要に応じて住所変更を行う必要があります。 ※住民票等の添付が不要のもの（例：ネットショッピングの配送先の住所）につきましては、10月11日（土）から住所の変更を行うことができます。
5	換地処分の公告により町名が変わったら郵便番号も変わりますか？	換地処分の公告により町名が変わりましたら郵便番号も変わります。
6	10月10日（金）までに出生、死亡、転居・転出・世帯分離等の届出をする場合、何か対応は必要ですか？	特別な対応は必要ありません。市民課またはお近くの支所・出張所にて住所異動の届出をしてください。 世帯員に変更があっても、「豊田浄水特定土地区画整理事業の換地処分に伴う住所変更のお知らせ」（令和7年9月25日発送）を改めてお送りすることはありません。10月10日（金）時点の世帯員全員の住所が変更されます。
7	「新しい住所」に郵便物は届きますか？	基本的に届くかと思いますが、郵便局をはじめ配送業者から届出先について確認の連絡が入る可能性があります。
8	住所の登録及び報告をする際は、「今までの住所」「新しい住所」どちらの住所を使用すればよいですか？	住所の登録及び報告のタイミングが、10月10日以前か10月11日以降かによって、使用すべき住所が異なる可能性があります。 詳しくは、登録・報告先にご確認ください。
9	「新しい住所」に変更したくないが、どうしたらよいですか？	法令で定められており、必ず変更となります。 （参考：換地処分・換地計画に関する根拠法令） ・土地区画整理法 第86条、第87条、第103条第4項 ・住民基本台帳法施行令 第12条第2項第7号